

野田市郷土博物館及び野田市市民会館の管理に関する年度協定書

野田市（以下「発注者」という。）と野田業務サービス株式会社（以下「受注者」という。）とは、平成31年3月7日に、野田市郷土博物館及び野田市市民会館（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した野田市郷土博物館及び野田市市民会館の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（令和2年度の業務内容）

第2条 発注者及び受注者は、令和2年度の業務内容は、基本協定第12条に定めるとおりであることを確認する。

（業務報告等）

第3条 受注者は、毎月、本業務に関する報告書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者が発注者に提出する報告書の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設の利用状況
- (2) 破損及び修繕の実施状況
- (3) 事故、要望及び苦情対応状況（些細な案件も含め、全て報告すること）
- (4) 使用料及び利用料金収入の状況

3 発注者は、受注者から本業務に関する報告書の提出を受けたときは、確認した上、当該報告書の引渡しを受けるものとする。

（令和2年度の指定管理料）

第4条 発注者は、受注者に対して本業務の実施の対価として、基本額 金56,274,853円（消費税及び地方消費税を含む。）の他、修繕費及び博物館資料購入費の実費相当額を支払うものとする。

2 前項の基本額は、前金払いにより年7回に分けて支払うものとし、支払期別及び支払金額は次に掲げるとおりとする。

支払期別	支払金額
4月	9,274,853円
6月	9,200,000円
8月	9,200,000円
10月	9,200,000円
12月	9,200,000円
2月	9,200,000円
3月	1,000,000円

3 第1項の修繕費は、金500,000円を4月期に支払い、実績に応じて年度末に

精算するものとする。

- 4 第1項の博物館資料購入費は、年間限度額900,000円を4月期に支払い、購入実績に応じて年度末に精算するものとする。
- 5 発注者は、第2項の規定による適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に指定管理料を受注者に支払うものとする。
- 6 受注者は、発注者の責に帰する理由により前項の規定による指定管理料の支払が遅れた場合には、遅延した日数に応じて指定管理料に対し、年度協定締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を発注者に請求することができる。

（博物館資料）

第5条 博物館資料については、平成31年4月1日付けにて発注者と受注者で交換した「野田市郷土博物館資料の引継ぎに関する覚書」（以下「覚書」という。）により発注者から受注者への引継ぎが完了したものとし、資料の取扱いについては覚書に定めたとおりとする。

（市長が定める賃金の最低額）

第6条 基本協定第24条第3項の規定により、令和2年度の事務補助、学芸員補助、資料整理員、清掃業務に従事する者、用務員及び夜間管理業務に係る市長が定める賃金の最低額は978円とする。

（個人情報の取扱い）

第7条 受注者は、当該公の施設の管理に係る個人情報を取り扱う事務の登録簿を確認し、登録簿により届け出られた個人情報の取扱い以外の取扱いをしようとするときは、あらかじめ、教育委員会の了承を得た上でなければ、当該取扱いを開始してはならない。

（自主事業の承認）

第8条 発注者は、受注者から提出された令和2年度の業務計画書で提案された自主事業について、本協定の締結をもって承諾したものとする。

（疑義等の決定）

第9条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、発注者と受注者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、発注者、受注者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年4月1日

発注者 野田市鶴奉7番地の1
野田市
野田市長 鈴木 有

受注者 野田市宮崎210番地の5
野田業務サービス株式会社
代表取締役 今村 繁